

その概要は…

米・種もみ※を  
①出荷・販売、②出荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を  
**3年間保存**する必要があります。(22年10月1日以降の取引から適用)  
※米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

次の記録事項が記載されている伝票類（内容を転記した帳簿でも、パソコンでも可）を3年間保存してください。

記録事項

品名、産地※1、数量、年月日、取引先名、米穀の用途※2等

※1米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。産地の範囲は「国産」「国内産」の他、県名のいづれでも構いません。  
※2用途限定米穀について、加工用米は㊦、米粉用米は㊧、飼料用米は㊨などと、その他用途は、その用途に即して表示。

一般消費者へ直接販売する場合、自家用に生産し消費する場合、親戚等に無償で譲渡する場合（縁故米）等については、記録の作成は不要です。

さらに、23年7月以降の出荷からは…

産地情報の伝達が必要になります。こちらは、一般消費者へ直接販売する場合にも必要です。

例えば、商品の容器や包装への産地の記載や、伝票や請求書等への産地の記載が必要です。

4月に改正食糧法が施行、加工用米・米粉用米・飼料用米など用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。また、10月1日施行の米トレーサビリティ法では米穀・米加工品を出荷販売する場合は、その記録を作成・保存することが義務となります。



詳しくは…  
役場農林振興課 (72-1136)、県農林水産部農産課 (096-383-1111) ホームページでご覧になれます。  
[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

## 上益城地域振興局 出前講座

5	4	3	2	1	土木関係 道路の維持管理について	9	8	7	6	5	4	3	2	1	農林関係 お茶を楽しましもう 環境にやさしい木材の働き 通潤にやまはるか？熊本の農業 環境にやさしい農業って？ 食品の安全性の確認方法	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	保健福祉環境関係 健康食生活について 福祉サービスの体験(精神障がい者との交流) 結婚の健康なために？ 動物のふれあい教室(水道水について) きれいな古里を守るために(ゴミ問題) 食べ物・安全な飲料水(水道水)について 食中毒予防には？ 食中毒防止にみんなで見守るために 児童虐待・DVなどというサービスがあるの？ 子育て支援どこにどういうサービスがあるの？ もつと知りたいたい介護保険 地域保健医療計画	1	税関係 県税のしくみ	2	1	地域づくり関係 新幹線がやってくる！ 石橋の魅力再発見	番号 講座名	担当部・室
					土木部											保健福祉環境部																			総務部	総務部			

上益城地域振興局では県政への理解を深めてもらうため、「出前講座」を行っています。次の講座一覧表から、ご希望の講座を選んでお申し込みください。講座の時間は説明や質疑を含め60分程度ですが、調整可能です。派遣や資料代は無料ですが、会場代や体験材料代については希望者で負担していただきます。原則として10名以上の受講となります。

すべてのお申し込み  
お問い合わせは……

〒861-3206 上益城郡御船町辺田見396-1  
熊本県上益城地域振興局 総務振興課 総務調整班  
電話/096-282-3075 FAX/096-282-2050  
Email: kamisousoumu@pref.kumamoto.lg.jp

# 2010国勢調査

◇9月下旬から調査員が全てのお宅を訪問します  
9月下旬から調査員が各世帯を訪問して、調査票といっしょに提出用の封筒などを配付します。アパートなどの集合住宅でも、調査員がそれぞれのお宅の玄関先まで訪問することになります。

◇再訪問する調査員へ、調査票を提出してください  
記入いただいた調査票は封筒に入れ、10月1日以降に再訪問する調査員へ提出してください。調査員が調査票の内容を確認することはありません。(郵送による提出もできます。)

\*9月下旬以降、旅行などでご自宅を長期不在にされる方は、企画振興課(73-0410)へご連絡ください。

**国勢調査は私たちの未来をつくる大事な調査です。**  
**調査へのご理解とご協力をお願いします！**

## 10月1日からたばこ税が 引き上げられます。

### 新価格(1箱20本入り410円)の場合、 税金(たばこ税及び消費税)は、約264円(64.5%)

**たばこ1本あたりの税等の金額**

町たばこ税 92.36円 (22.5%)	国たばこ税 106.04円 (25.9%)	たばこ特別税 (国)16.40円 (4.0%)
県たばこ税 30.08円 (7.3%)	消費税 19.52円 (4.8%)	原材料費等 145.60円 (35.5%)

### 旧価格(1箱20本入り300円)の場合、 税金(たばこ税及び消費税)は、約190円(63.1%)

**たばこ1本あたりの税等の金額**

町たばこ税 65.96円 (22.0%)	国たばこ税 71.04円 (23.7%)	たばこ特別税 (国)16.40円 (5.5%)
県たばこ税 21.48円 (7.1%)	消費税 14.29円 (4.8%)	原材料費等 110.83円 (36.9%)

たばこには、国税の「国たばこ税」「たばこ特別税」と、「地方たばこ税(県、町)」が課せられています。現在1箱20本入り300円には、65円96銭の町たばこ税が含まれています(左下図参照)。平成21年度の山都町のたばこ税の収入は、7,180万7,278円となっており、税込全体の約5・8%を占めました。

たばこの一服は煙と消えてしまいが、たばこ税はたばこを購入された町の収入になります。山都町で買われるたばこが多いほど、町の貴重な自主財源になり、よりよい町を築くために役立ちます。愛煙家のみならず、ぜひ、たばこは町内でお買い求めください。

たばこは山都町で  
買いましょう